外貨普通預金規定

1 (取引店の範囲等)

この預金は、当店でのみ預入れまたは払戻しができます。

1の2 (預金契約の成立)

当行は、お客様からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾 したときは、この預金に係る契約が成立するものとします。

2 (預金口座への受入れ)

- (1) この預金口座に入金できるのは、次のとおりです。なお、通貨によっては受入 れられないものもあります。
 - イ 円貨を対価として買入れた外貨
 - ロ 外貨建手形・外貨建小切手・外貨建支払指図書等の証券類(以下「証券類」 という)

ただし、当店以外を支払場所とする証券類については、取立のうえ決済確認 後受入れます。

- ハ 為替による振込金(外国からの振込も含む)
- (2) 手形要件(特に振出日、受取人)、小切手要件(特に振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務は負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、別にお知らせした当行所定の 手数料をいただきます。

3 (預金の払戻し)

- (1) この預金を払い戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により、記名押印または署名のうえ、この通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な 権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めるこ とがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは



払戻しを行いません。

3の2 (相続開始時の取り扱い)

前条の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始 した後(当行が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人 全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払 戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項 の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いにつ いては、この限りではありません。

4 (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を当該通貨の1補助通貨単位 として、毎年2月と8月の第2金曜日に、店頭に表示する利率および計算方法によっ て計算のうえ、翌日にこの預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により 変更することがあります。

5 (相場、手数料)

- (1) この預金の預入れ、または払戻しを他の通貨を対価として行う場合は、店頭に 表示する相場により換算します。
- (2) この預金口座と同一の通貨にて受入れる、または支払う場合には、別にお知らせした当行所定の手数料をいただきます。ただし、当店内での振替および当行本 支店間の国内送金等による入出金の場合についてはいただきません。
- (3) この預金取引を行うに際しては、外国為替相場の変動により差益または差損が 発生することがあることを承認したものとし、差損について当行は一切の責任を 負いません。

6 (届出事項の変更等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、または通帳の再発行は、当 行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人 を求めることがあります。



7 (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成 年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により当店に届出てください。また、 預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保 佐・後見が開始されたときも、同様に当店に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされ、任意後見契約が発効 した場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により当店に届 出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 前四項の届出の前に、当行が過失なく預金者の行為能力に制限がないと判断して行った払戻しについては預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は取消しを主張しません。

8 (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

9 (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金は、当行の承諾なしに譲渡、質入はできません。
- (2) この預金および預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および通 帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用さ せることはできません。
- (3) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

10 (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第11条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第11条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。



10の2 (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提 出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正 当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の 本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前二項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

11 (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、当行所定の解約請求書に届け出の印章(または署名)により記名押印(または署名)して、この通帳持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または 預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとしま す。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の 通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 イ この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金 口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ロ この預金の預金者が第9条第1項に定める事項に違反した場合
 - ハ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に 抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合ニ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあ
 - ると認められる場合
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切 である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることにより この預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生



じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- イ 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが 判明した場合
- ロ 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
- (イ) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (ロ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (ハ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (二) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与を していると認められる関係を有すること
- (ホ) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ハ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為 をした場合
 - (イ)暴力的な要求行為
 - (ロ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (ハ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (二) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、また は当行の業務を妨害する行為
 - (ホ) その他前各号に準ずる行為
- (4) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残 高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、ま たは預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものと します。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。
- (6) この預金について、口座開設後1か月を越えて入金が無い場合には、当行から



通知のうえ、通知記載の期間内に取引継続の申し出がない場合には、当行は口座 を解約できるものとします。

12 (法規の準拠)

この預金の預入れ、払戻し等いっさいの取引については外国為替関連法規の定めに 従います。

13 (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、 延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14 (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項 の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対す る債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人と なっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同 様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - イ 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当 の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印鑑(または署名) により記名押印(または署名)して直ちに当行に提出してください。ただし、 この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者 の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものと します。
 - ロ 前項の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ハ 前記イによる指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、 当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定 することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - イ この預金の利息については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日 までとし、利率は約定利率を適用するものします。
 - ロ 借入金の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を 相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるもの



とします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては別にお知らせした当行の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場 を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときは、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺できるものとします。

15 (預金保険)

この預金は、預金保険の対象とはなりません。

16 (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められた場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更できるものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びに その効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表 することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

17 (準拠法令、専属的合意管轄)

- (1) この規定に基づく取引契約準拠法は日本法とします。
- (2) この規定に基づく取引に関する紛争は、当行の本店または取引店を管轄する裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

(国8:2020年8月3日現在)



7